

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、児童の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

そこで、教職員が一致団結し、日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していかねなければならない。

学校は、児童が安心して楽しく学べる環境でなくてはならない。児童が自己肯定感や自己有用感をもち、仲間とともに成長できるよう、道徳・特別活動をはじめ、学校教育活動全体で規範意識の向上を図ったり、集団のあり方について学習を深めたりする。また、日ごろから関係機関との連携を密にし、情報の共有を図るなど、いじめの未然防止と早期解消に向けて取り組んでいく。

2 いじめ防止対策組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」の役割

① 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

具体的な指導内容のプログラム化を図ったり、校内研修の取組も含めた年間計画を作成し、実行する。また、PDCA サイクルにより、学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

② 教職員への共通理解と意識啓発

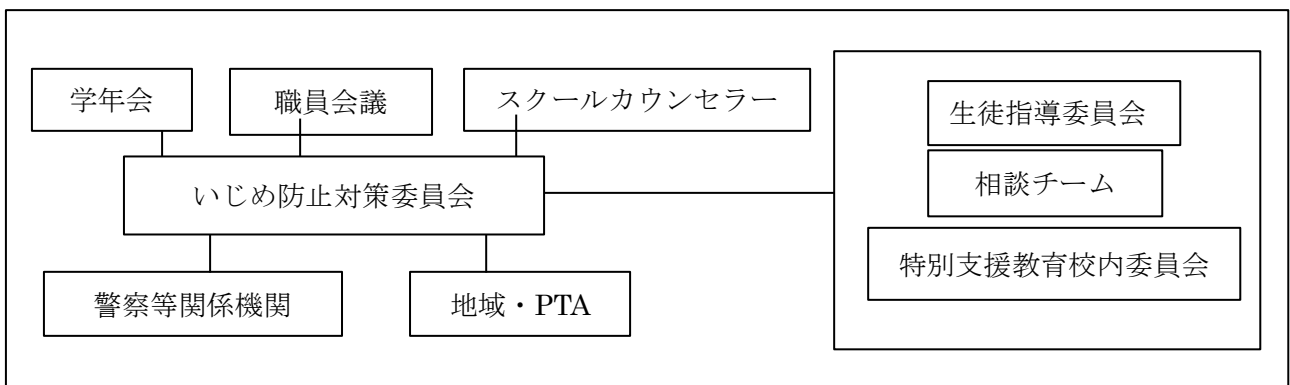
- ・ 学期初めに、「いじめ防止基本方針」の確認をし、共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果を集約、分析、対策の検討を行う。

③ 児童や保護者、地域に対する情報の発信と意識啓発、意見聴取

学校便りやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

④ いじめへの対処

- ・ いじめにあった場合や、その疑いがあるという情報があった場合、正確な事実の把握に努め、問題解消に向けた指導・支援体制を組織する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべての当該組織に報告・連絡・相談する。
- ・ 事案への対応は、メンバー構成を検討し迅速に対応する。必要に応じて関係機関との連携を図る。
- ・ 問題が解消した場合でも、その後の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。



3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの理解

- ・ いじめは目に見えないところで起こるので、教師、保護者等多くの大人の支援が必要である。
- ・ いじめが解決したと見られる場合でも、いじめが続いていることが少なくないことを認識して見守ることが必要である。
- ・ いじめを許さないという強い気持ちをもつことはもちろん、いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない行為であること等、児童自身がいじめをより深く理解できるよう、あらゆる場面で啓発や学習をしていく。
- ・ 「いじめ」に該当するか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つて行う。
- ・ いじめられていても、本人がそれを否定する場合もあることも踏まえ、慎重に指導にあたる。

- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある諸事情の調査を行い、児童のいじめられていると思う気持ちに着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめの未然防止

- ① 教師と児童，児童同士のふれあいを大切にし，互いに認め合いともに成長していく学校・学年・学級づくりを進める。
- ② 児童の活動や努力を認めて自己肯定感を高めるために，一人一人を生かした授業，わかる授業に努める。
- ③ 協同の活動や体験を通して社会性を育てるとともに，学校生活のきまりやマナー，学習規律を身につけさせる。また，教育活動全体を通して，道徳教育・人権教育・特別支援教育の充実を図り，命を大切に思う心，相手を思いやる心を育てる。
- ④ 情報モラル教育を推進し，インターネットや SNS などの危険性を児童保護者に知らせる。

(3) いじめの早期発見

- ① いじめの早期発見に努めるとともに，教職員間での情報交換を積極的に行う。
- ② 生活アンケートや教育相談（ハートフルウィーク）を5月，10月，1月に実施し，児童の声に耳を傾けるとともに，日頃から話のしやすい関係づくりに努める。さらに，全てのアンケートを学年間で点検し把握する。それに基づき，担任は個別相談をする。また，アンケートと相談結果をもとに，いじめ防止対策委員会で検討する。
- ③ 教師と児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め，いじめ問題等について相談しやすい環境を整える。また，必要に応じて，児童及び保護者がスクールカウンセラーと相談できるようにする。
- ④ いじめ相談電話等，外部の相談機関を紹介し，児童が相談しやすい環境を整える。

(4) いじめへの対処

- ① 本人，保護者，関係者等から聴き取り調査を行うなど，いじめ情報を把握し，事実確認を行う。
- ② 「いじめ防止対策委員会」等を開催し，具体的な対応方針の決定と役割分担を行い，組織的に早急に対応する。
- ③ いじめを受けた児童に対し，安心して学校生活を送れるよう，見守り指導等具体的な指導を行う。また，場合によっては，スクールカウンセラーを勧めるなど心のケアを行う。
- ④ いじめた児童には，いじめはどんな理由があっても許されることではないと伝えるとともに，自分の行ったことをしっかりと振り返らせるなど，適切な指導を行う。また，いじめた児童の保護者に対し，事実を伝えるとともに親子でいじめ問題に向き合うことができるよう指導・助言を行う。
- ⑤ 教職員の共通理解を図り，警察署，児童相談所等の関係機関と連携し，対応する。
- ⑥ いじめが起きた集団への働きかけを行い，いじめを見過ごさない，生み出さない集団作りを行う。
- ⑦ ネットいじめ等への対応については，必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ⑧ いじめを受けた児童に対して，いじめ問題が解決しても継続的に声かけ，面談等を行い，新たにトラブルが生まれていないかを見守る。
- ⑨ いじめた児童生徒に対して，いじめ問題が解決しても継続的に観察，声かけ，面談等を行い，立ち直りに向けて支援をする。

4 重大事態への対処

児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある，または相当期間にわたり被害児童が欠席を余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態への対応については，教育委員会へ発生の報告をし，学校が調査主体となった場合は，次のようにする。

- ① 学校に重大事態の調査組織を設置する。
- ② 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報を提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を取る。